

令和7年度 熊本県農業振興促進審議会 議案資料

令和8年2月2日（月）
熊本県農業振興促進審議会

第1号議案

会長及び副会長の
選任について

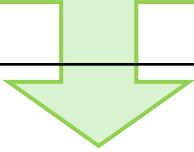
第2号議案

農業振興地域の区域の
変更について

都市計画法で定める市街化区域と市街化調整区域の区分を定める区域区分を変更しようとする場合、または、用途地域の設定を行おうとする場合、農振法で定める農業振興地域の変更が必要となる。

【都市地域と農業地域が重複する場合の考え方】

		都市計画区域		
		市街化区域、用途地域	市街化調整区域	左記以外
農業振興地域	農用地区域	重複不可	重複可 （農用地区域の土地利用を優先）	重複可 （農用地区域の土地利用を優先）
	農用地区域外	重複不可	重複可 （農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める）	重複可 （農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める）



市街化区域の拡大・縮小
（都市計画区域区分見直し）

⇒

農業振興地域の縮小・拡大

用途地域設定

⇒

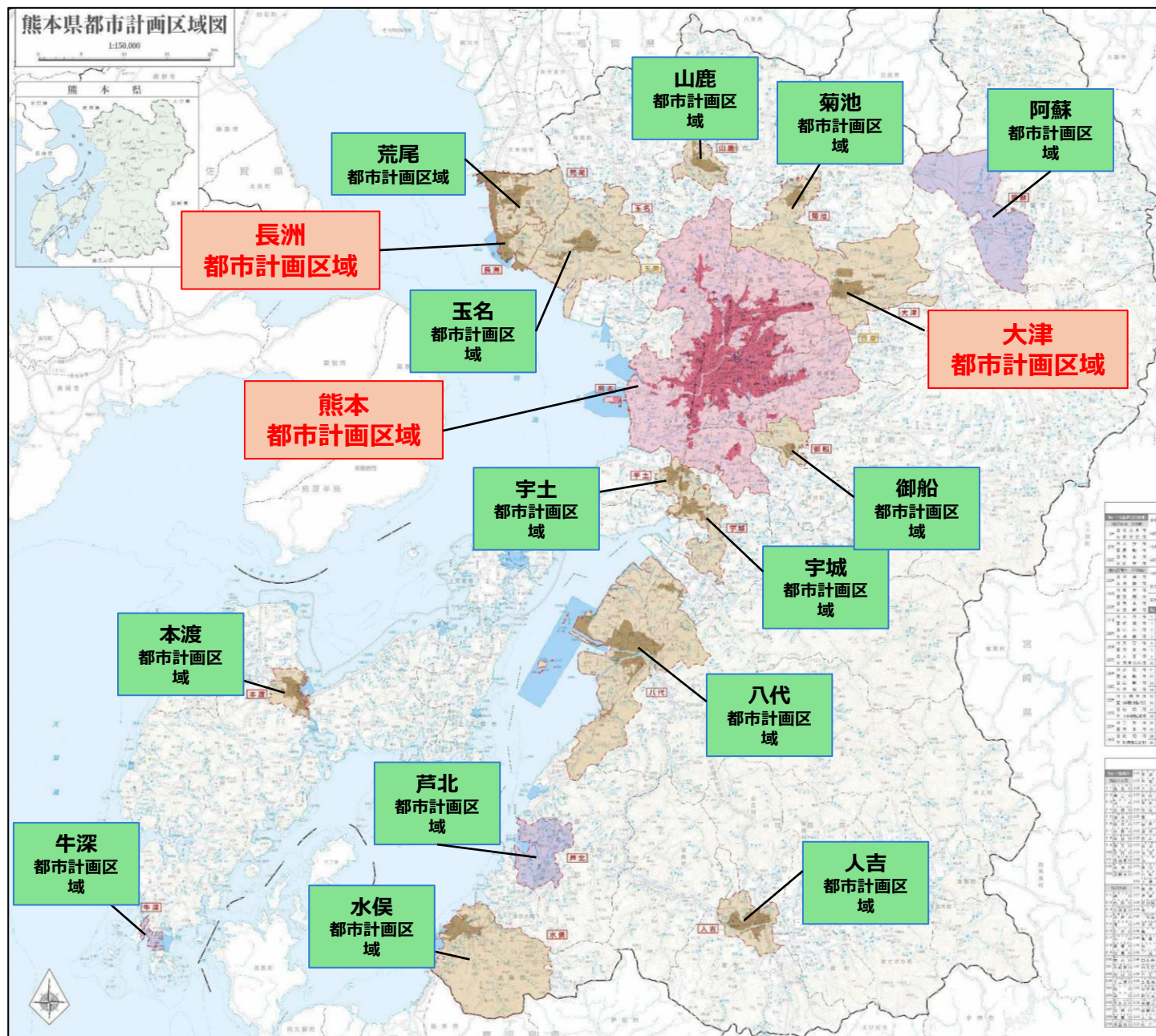
農業振興地域の縮小

【参考】県内の都市計画区域

○都市計画区域とは
一体の都市として総合的に整備・開発・保全すべき区域。本県では17の都市計画区域を指定。

○区域区分とは
市街化区域（市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）の区分。都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは定めることができる。

○用途地域とは
建築物の用途、容積率、建ぺい率及び高さ等を規制することで、適正な機能と良好な環境を有する健全な市街地を形成するため定める都市計画。第1種住居地域、準工業地域などがある。



(1)

熊本都市計画区域区分見直しに伴う
農業振興地域の区域の変更

(熊本市・合志市・菊陽町・嘉島町)

概 要

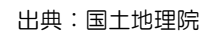
- ・熊本都市計画区域では市街化区域と市街化調整区域の区分を定める「区域区分」を設定し、おおむね10年に1度見直しが行われている。
- ・今年度、区域マスタープランや市町マスタープランに示された土地利用方針との整合性、及び市街化区域周縁部の宅地化や市街地開発事業の進捗を考慮し、都市的土地利用の拡大が確実と見込まれる区域の市街化区域編入等の区域区分の見直しが予定されており、それに伴い、農業振興地域の変更（縮小・拡大）を行うもの。
- ・なお、いずれの地域も農業振興地域だが農用地区域は含まない。

【市街化調整区域から市街化区域へ変更⇒農業振興地域の縮小】
熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町：276.5ha変更

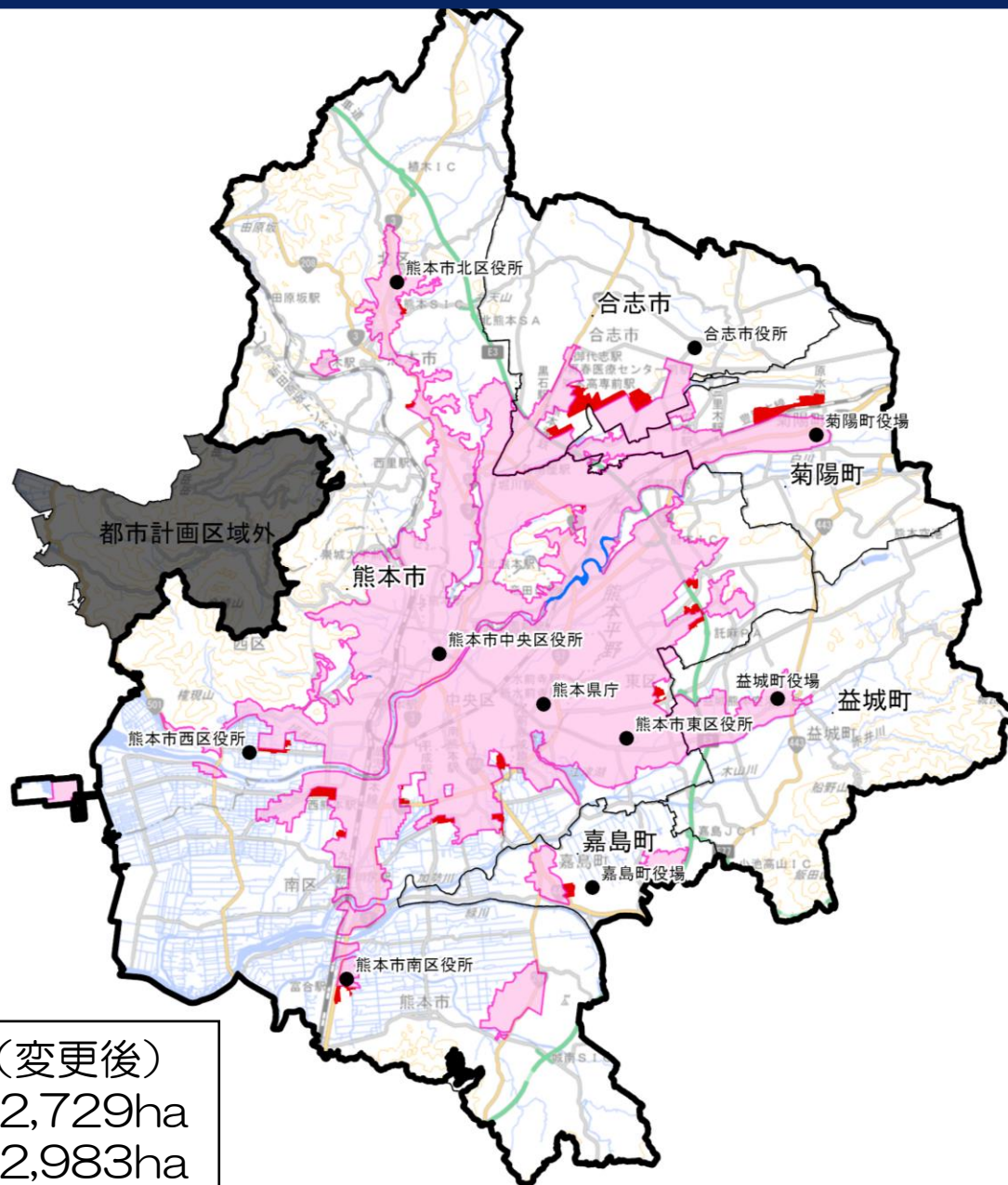
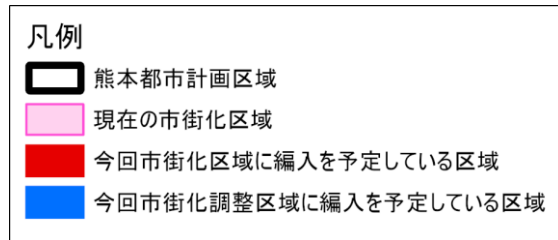
【市街化区域から市街化調整区域へ変更⇒農業振興地域の拡大】
熊本市：45.6ha変更

●区域の範囲

2市3町



区域区分（線引き）の変更



	(現在)	(変更後)
都市計画区域	52,729ha	→ 52,729ha
市街化区域	12,696ha	→ 12,983ha
市街化調整区域	40,033ha	→ 39,746ha

① 熊本農業振興地域の縮小・拡大

所在地	熊本市北区植木町広住地区 他46地区
農業振興地域面積（変更前）	25,483.0ha
農業振興地域を縮小する面積	135.0ha(熊本市北区植木町広住地区 他19地区)
農業振興地域を拡大する面積	45.6ha(熊本市北区楠野町地区 他26地区)
農業振興地域面積（変更後）	25,393.6ha
変更理由	【農業振興地域の縮小】 本区域は開発許可等によって、市街化区域と同程度に市街化されていることから、市街化区域に編入をする（既成市街地）ことに伴い、農業振興地域を縮小する必要がある。 【農業振興地域の拡大】 本区域は土砂災害特別警戒区域に該当又は河川改修の整備完了に伴い、河川区域が変更されたことから、市街化調整区域へ編入することに伴い、農業振興地域を拡大する必要がある。

市街化区域への編入 = 農業振興地域の縮小

合志市：須屋②地区 (41.12ha)

合志市：須屋①地区 (18.25ha)

熊本市：即1：北区植木町広住地区
(3.94ha)

熊本市：即13：北区碓川町外地区
(3.72ha)

熊本市：即19：北区飛田3丁目地区
(0.15ha)

熊本市：即18：北区徳王2丁目地区
(0.12ha)

熊本市：即9：南区近見3丁目地区
(0.91ha)

熊本市：即14：西区上代10丁目地区
(4.15ha)

熊本市：即15：西區城山代3丁目外地区
(7.68ha)

熊本市：即8：南区野口3丁目外地区
(22.08ha)

熊本市：即17：南区合志3丁目外地区
(5.46ha)

合志市：豊岡①地区 (29.45ha)

合志市：豊岡②地区 (16.04ha)

合志市：幾久富地区 (14.85ha)

菊陽町：原水駅周辺地区 (64.24ha)

熊本市：即2：北区龍田4丁目地区
(1.26ha)

熊本市：即20：北区龍田4丁目地区
(0.08ha)

熊本市：即3：東区小山3丁目外地区
(8.45ha)

熊本市：即4：東区戸島西4丁目外地区
(11.37ha)

熊本市：即5：東区戸島西5丁目外地区
(7.67ha)

熊本市：即6：東区佐土原3丁目外地区
(10.50ha)

熊本市：即7：中央区出水7丁目地区
(10.90ha)

熊本市：即12：南区良町4丁目地区
(8.74ha)

熊本市：即11：南区御幸笛田6丁目外地区
(11.07ha)

嘉島町：蔵園地区 (13.35ha)

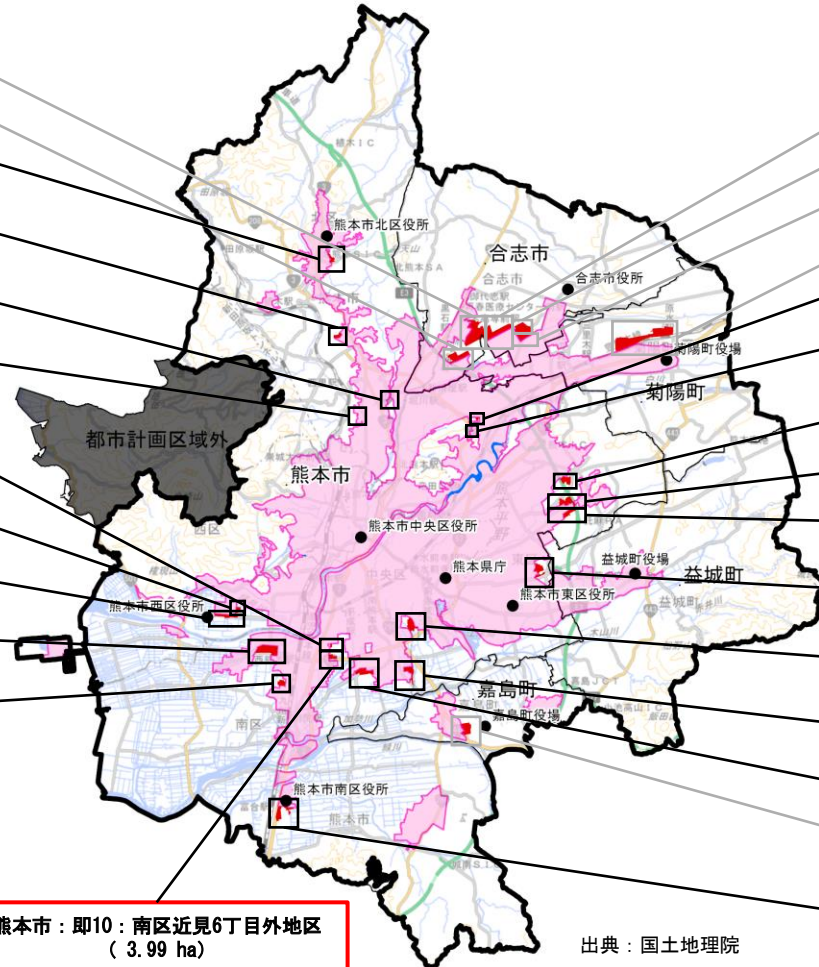
熊本市：即16：南区富合町古閑外地区
(12.78ha)

熊本市：即10：南区近見6丁目外地区
(3.99ha)

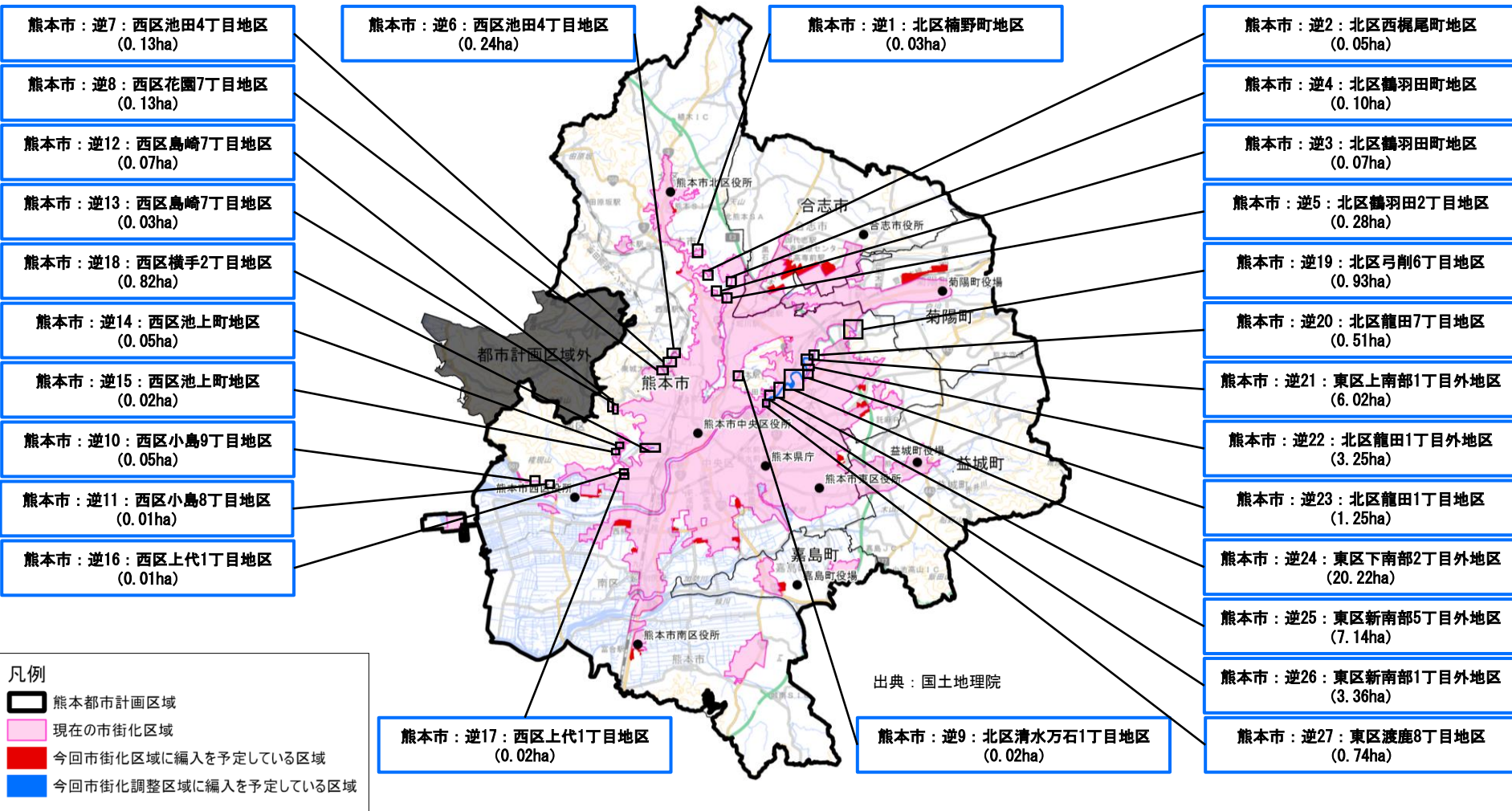
出典：国土地理院

凡例

- 熊本市計画区域
- 現在の市街化区域
- 今回市街化区域に編入を予定している区域
- 今回市街化調整区域に編入を予定している区域

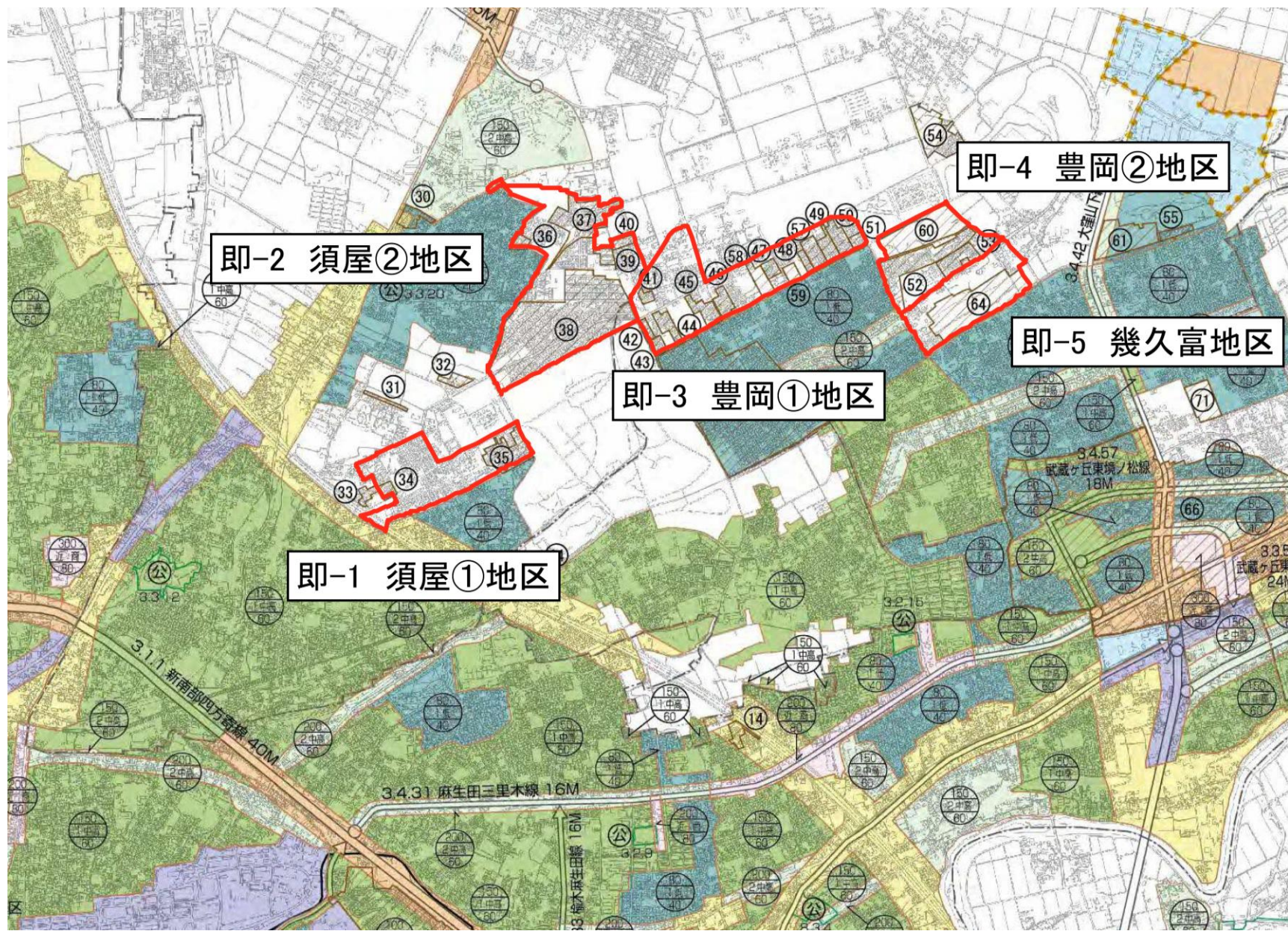


市街化調整区域への編入 = 農業振興地域の拡大



② 合志農業振興地域の縮小

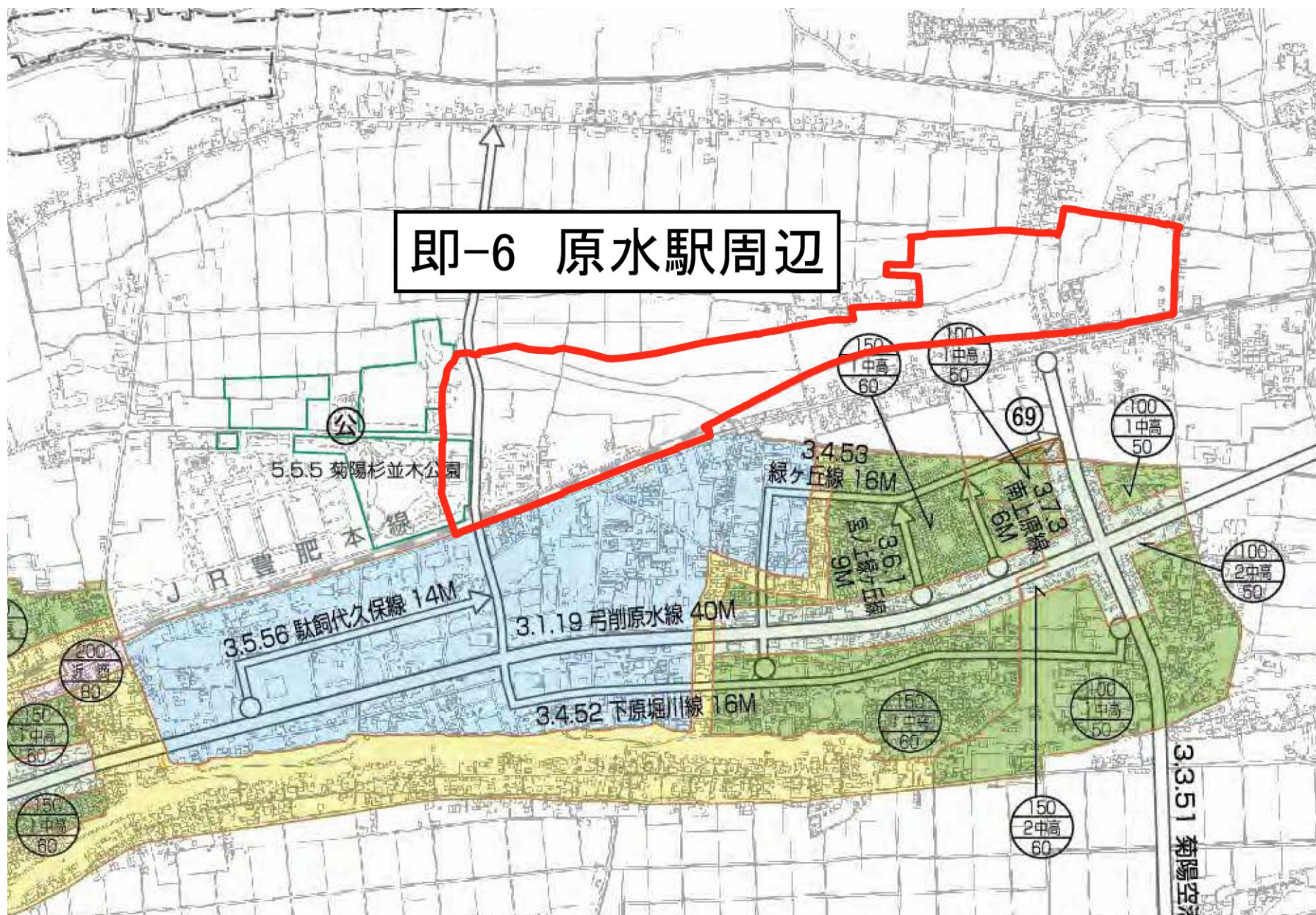
所在地	合志市須屋地区、豊岡地区、幾久富地区
農業振興地域面積（変更前）	3,830.0ha
農業振興地域を縮小する面積	63.9ha
農業振興地域面積（変更後）	3,766.1ha
変更理由	本区域は地区計画等による開発が行われ、市街化区域と同程度に市街化されていることから、市街化区域に編入をする（既成市街地）ことに伴い、農業振興地域を縮小する必要がある。



③ 菊陽農業振興地域の縮小

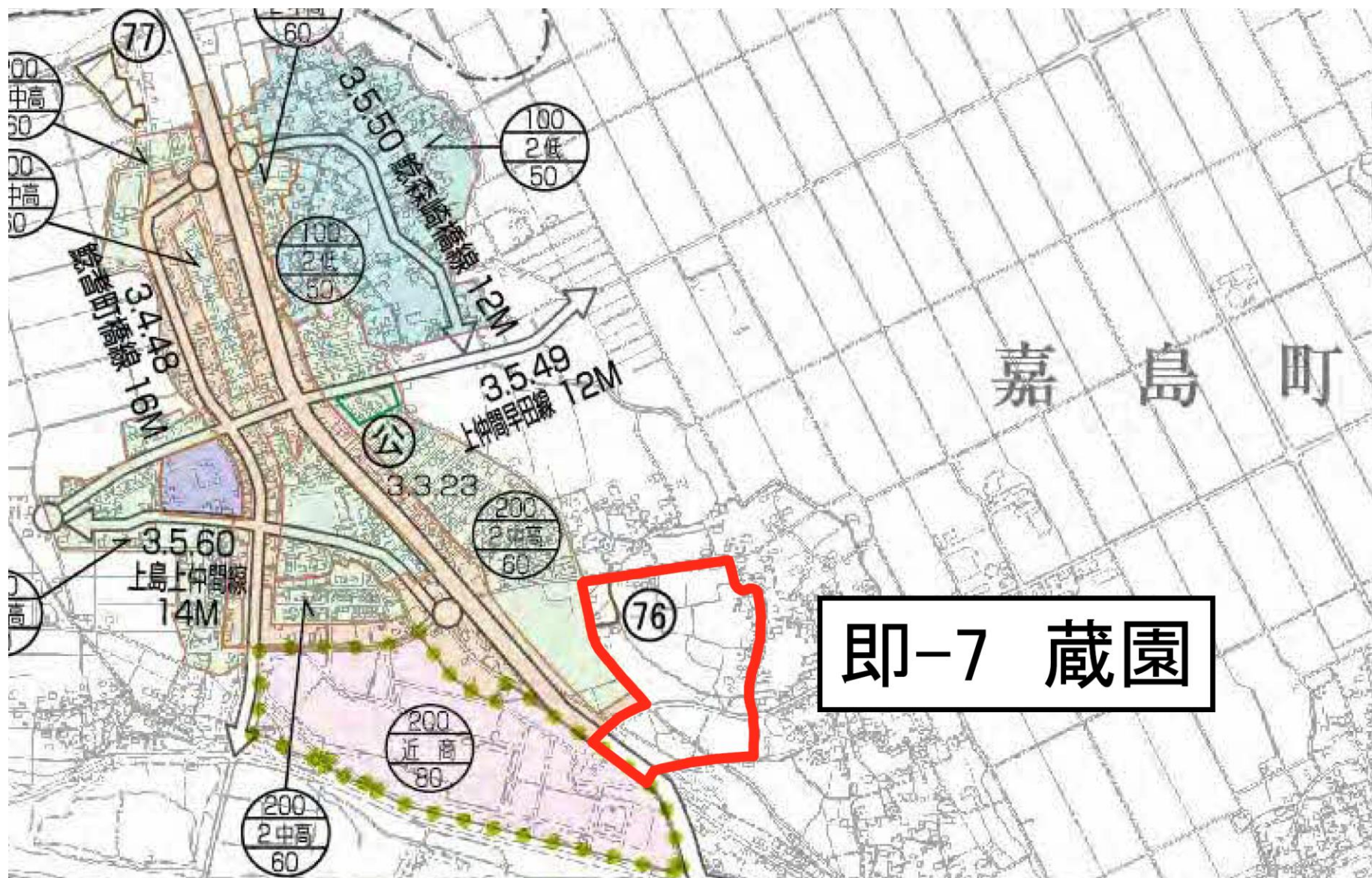
所在地	菊陽町原水駅周辺地区
農業振興地域面積（変更前）	2,941.0ha
農業振興地域を縮小する面積	64.2ha
農業振興地域面積（変更後）	2,876.8ha
変更理由	町では、半導体企業等の集積を見込み、職住近接に対応した市街地の整備や交流・にぎわい拠点、交通結節点としての都市機能を備えたまちづくりを行うため、JR沿線に位置する本区域において土地区画整理事業を実施する予定である。 事業実施に際し、市街化区域に編入することに伴い、農業振興地域を縮小する必要がある。

即-6 原水駅周辺



④ 嘉島農業振興地域の縮小

所在地	嘉島町蔵園地区
農業振興地域面積（変更前）	1,480.0ha
農業振興地域を縮小する面積	13.4ha
農業振興地域面積（変更後）	1,466.6ha
変更理由	本区域は市街化区域に隣接し、周辺に国道445号や大型商業施設が存することから開発意向が強く、無秩序な開発や住環境に影響を及ぼす土地利用を未然に防止し、良好な生活環境保全と市街地整備を図る必要があるため、土地区画整理事業を実施する予定である。 事業実施に際し、市街化区域に編入することに伴い、農業振興地域を縮小する必要がある。



(2)

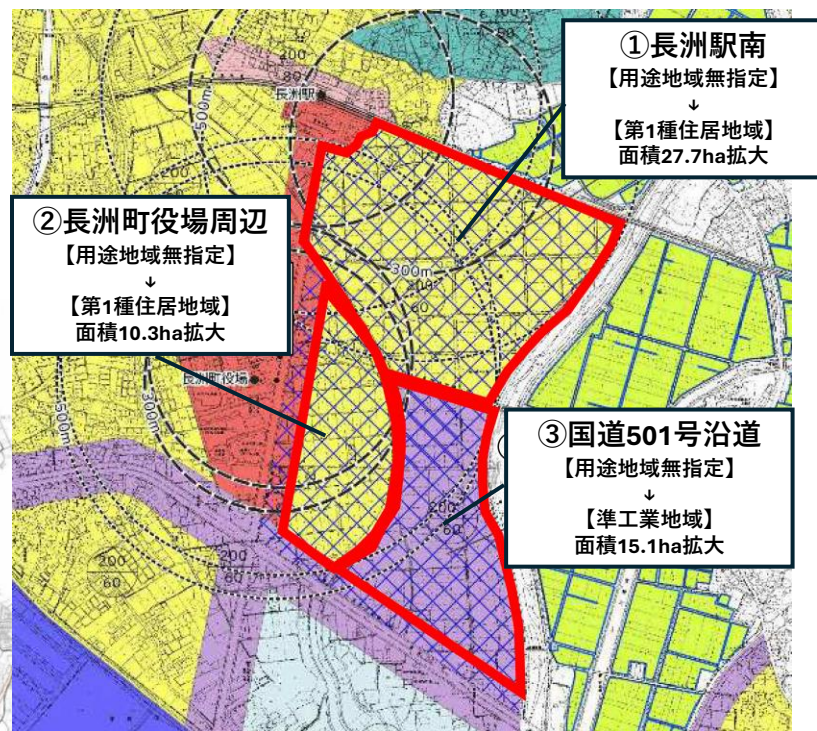
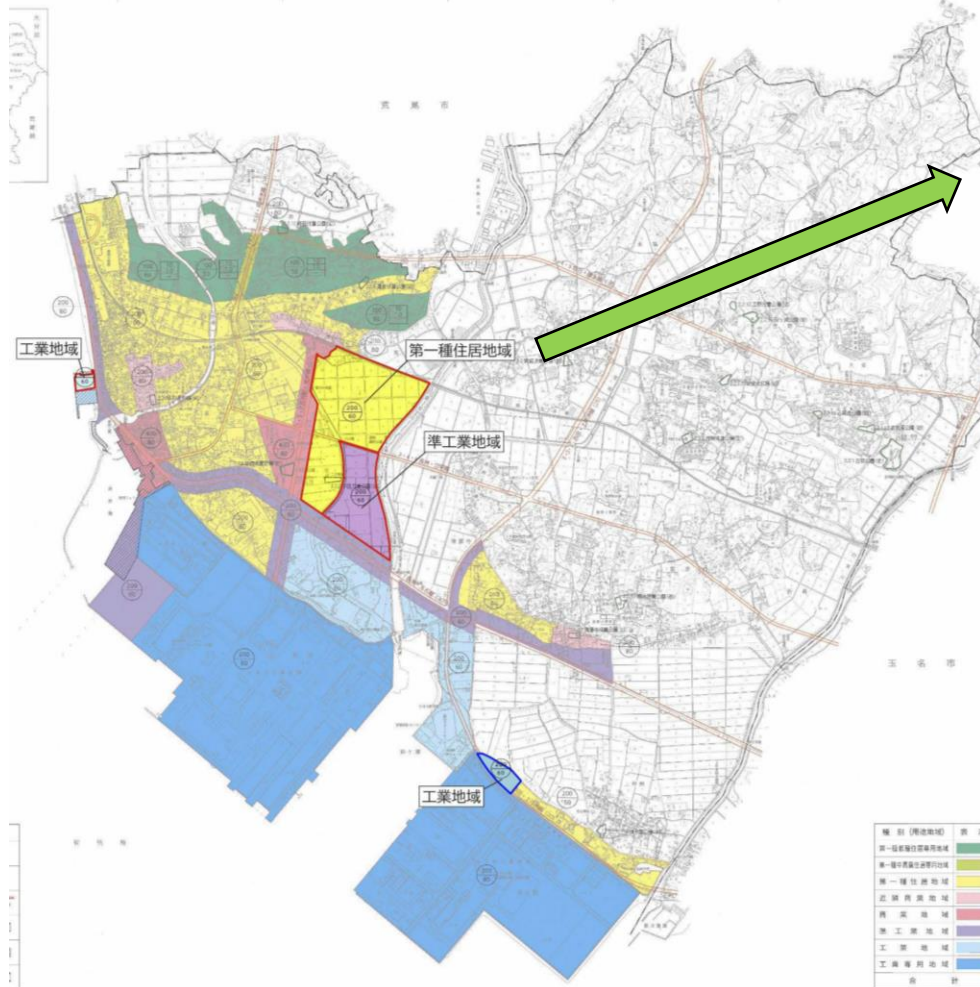
用途地域設定に伴う
農業振興地域の区域の変更

(長洲町・大津町)

① 長洲農業振興地域の縮小

- ・ 長洲町ではJR長洲駅南側から長洲町役場周辺及び国道501号沿道の区域について、地域住民の利便性向上、魅力的な中心市街地の形成及び産業立地の促進が求められている状況を踏まえ、用途地域の指定が予定されており、それに伴い、農業振興地域の変更（縮小）を行うもの。
- ・ なお、いずれの地域も農業振興地域だが農用地区域は含まない。

所在地	長洲町長洲駅南地区 他2地区
農業振興地域面積（変更前）	1,279.0ha
農業振興地域を縮小する面積	53.1ha
農業振興地域面積（変更後）	1,225.9ha
変更理由	長洲町が長洲駅南地区他2地区に新たに用途地域（第1種住居地域、準工業地域）を指定することに伴い、農業振興地域を縮小する必要がある。



凡例

- 行政区境界
- 指定区域
- 変更区域

用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

農振農用地

- 農振農用地

地区計画区域

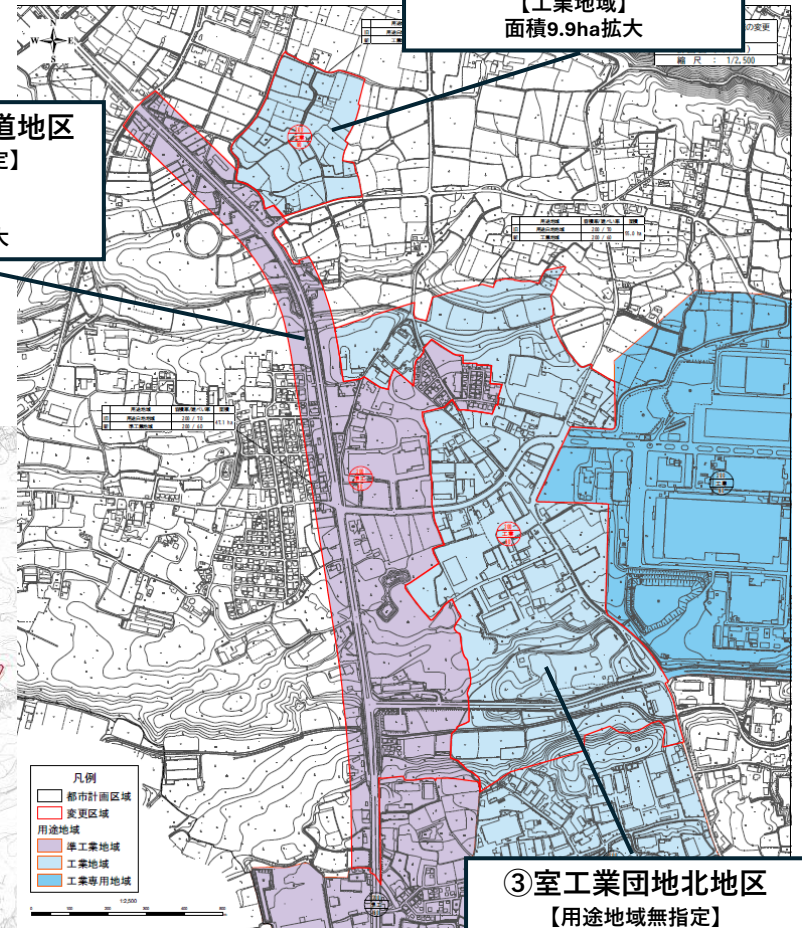
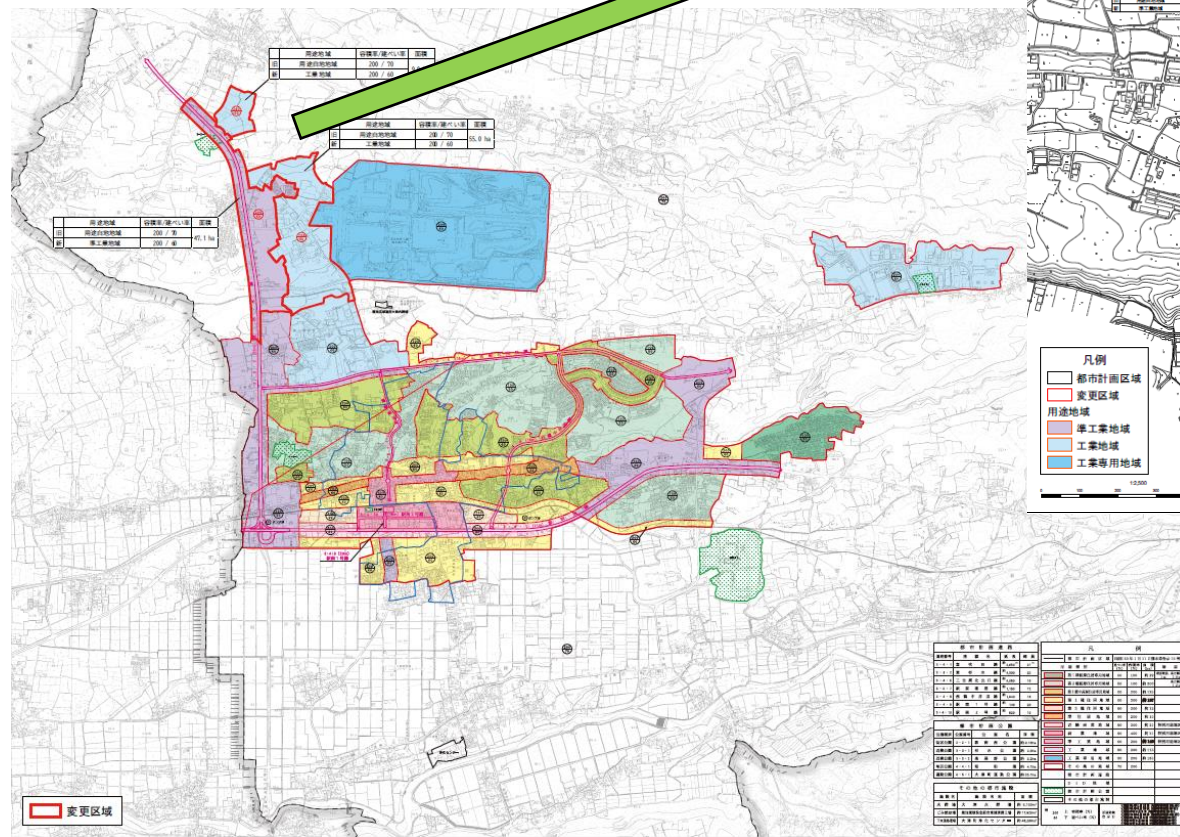
- 地区計画区域

種別(用途地域)	面積	割合	面積	割合	面積	割合
第一種低層住居専用地域	計 55ha	52%	100%	52%	55ha	52%
第一種中高層住居専用地域	計 2ha	8%	200%	—	2ha	8%
第一種住居地域	計 180ha	80%	200%	—	180ha	80%
近隣商業地域	計 12ha	8%	200%	—	12ha	8%
商業地域	計 25ha	8%	400%	—	25ha	8%
準工業地域	計 80ha	8%	200%	—	80ha	8%
工業地域	計 45ha	8%	200%	—	45ha	8%
工業専用地域	計 20ha	8%	200%	—	20ha	8%
合計	計 342ha	—	—	—	342ha	—

② 大津農業振興地域の縮小

- ・大津町では、菊陽町に立地した世界的半導体企業に近接している国道325号沿道地区等について、新たな工業団地の整備や中九州横断道路の整備に伴うICの設置も予定されている状況を踏まえ、産業集積地として工業・物流施設等の立地を誘導し、適切な土地利用を図るべく、用途地域の指定が予定されており、それに伴い、農業振興地域の変更（縮小）を行うもの。
- ・なお、いずれの地域も農業振興地域だが農用地区域は含まない。

所在地	大津町 国道325号沿道地区 他2地区
農業振興地域面積（変更前）	8,653.0ha
農業振興地域を縮小する面積	112.0ha
農業振興地域面積（変更後）	8,541.0ha
変更理由	大津町が国道325号沿道地区他2地区に新たに用途地域（準工業地域、工業地域）を指定することに伴い、農業振興地域を縮小する必要がある。



第3号議案

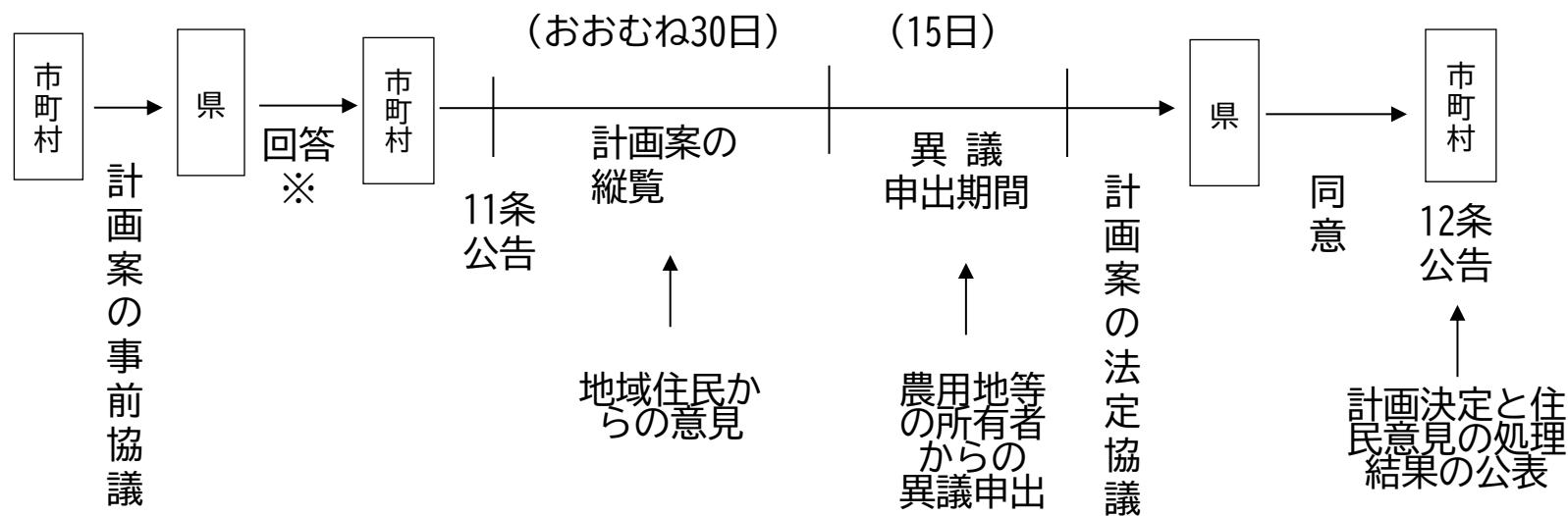
全体見直しによる市町村農業振興
地域整備計画の変更について

(天草市・高森町・氷川町・湯前町・球磨村)

市町村は農業振興地域について、おおむね5年ごとに、農用地の利用状況等について基礎調査を行うこととなっており、その結果を受けて、市町村農業振興地域整備計画の全体見直しを行っている。

市町村農業振興地域整備計画のうち、農用地区域の変更は県との協議・同意が必要であり、県では市町村との事前協議の際に審議会へ意見を聴いている。

【農業振興地域整備計画の変更の流れ】



※全体見直しの場合、県農業振興促進審議会で意見を聴いた上で市町村へ回答。

農用地区域の変更（除外・編入）の考え方

	変更理由	例
除外	①山林・原野に該当	・登記及び現況ともに山林・原野 ・非農地判断された土地 
	②小規模農用地に該当	・山際にある農地で荒廃が進み山林化している農地 ・今後も農業上の近代化が見込まれない農地 
	③開発行為許可不要等に該当	・国や地方公共団体が設置する施設の用に供される土地 
	④具体的開発用地に該当	・具体的な開発計画の用地として確保する土地
編入	農用地区域とすることが適当な土地に該当	・一定規模以上の集团的農用地 ・基盤整備や中山間直払制度等の対象地 ・その他必要な土地

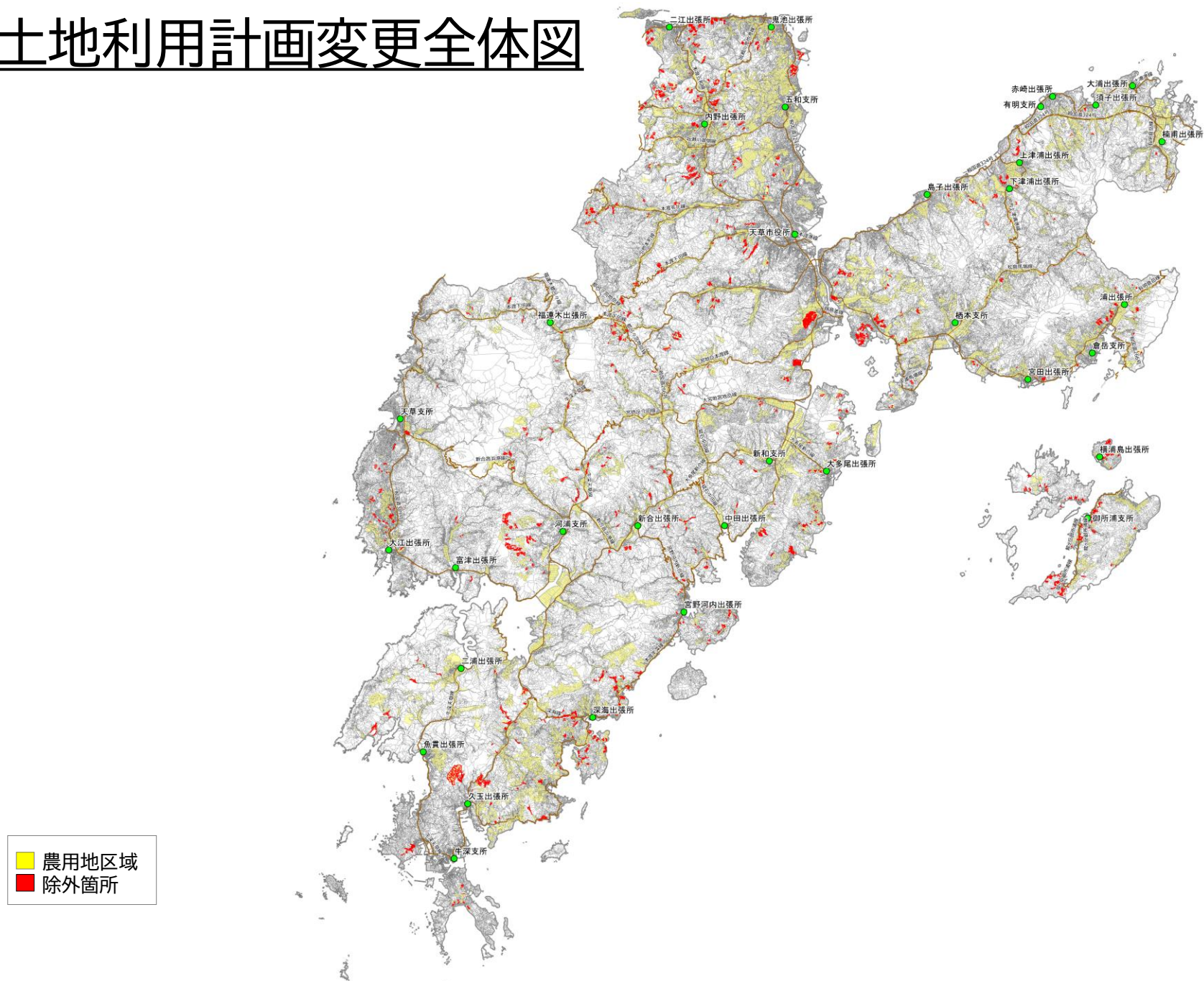
①

天草農業振興地域整備計画の変更

主な変更点

- ・ 登記・現況ともに山林・原野のままであるなど、今後も農業上の利用が見込まれない土地を農用地区域から除外
- ・ 地形及び自然条件等により農業上の近代化が見込まれない小規模な農地を農用地区域から除外
- ・ 公共事業（防火水槽）の用地となった土地を農用地区域から除外

土地利用計画変更全体図



農用地区域の編入・除外面積

(ha)

		農用地	混牧林地	農業用 施設用地	山林原野	その他	合計
農業振興地域 (変更前) A		8,560.3	0	39.1	41,237.8	7,620.8	57,458.0
農用地区域 (変更前) B		5,937.6	0	15.8	1,318.9	578.3	7,850.6
変更案	編入 ①	0	0	0	0	0	0 (0筆)
	除外 ②	478.8	0	0.2	59.2	37.7	575.9 (7,199筆)
農業振興地域 (変更後) C		8,560.3	0	39.1	41,237.8	7,620.8	57,458.0
農用地区域(変更 後) D=B+①-②		5,458.8	0	15.6	1,259.7	540.6	7,274.7

除外面積の内訳（理由別）

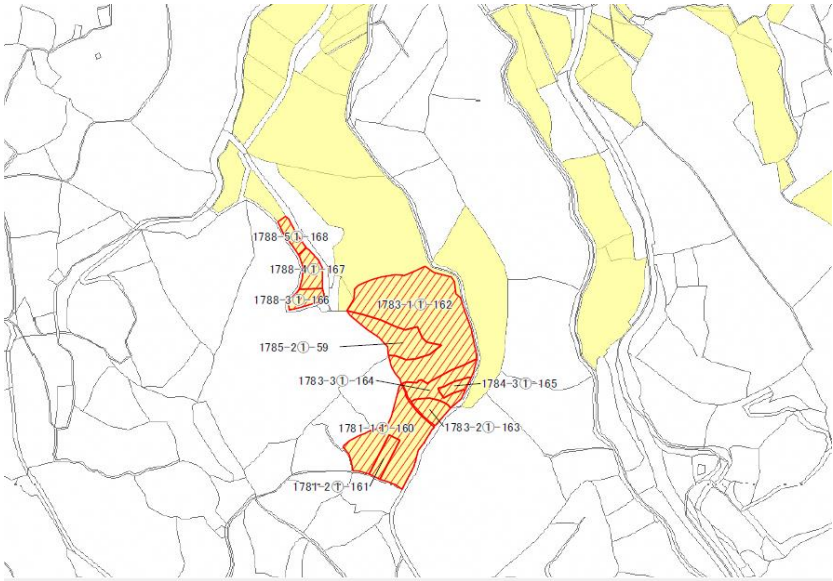
(ha)

①山林・原野 (登記及び現況)	②小規模 農用地	③開発行為 許可不要等	④具体的 開発用地	計
59.2	516.6	0.1	0	575.9

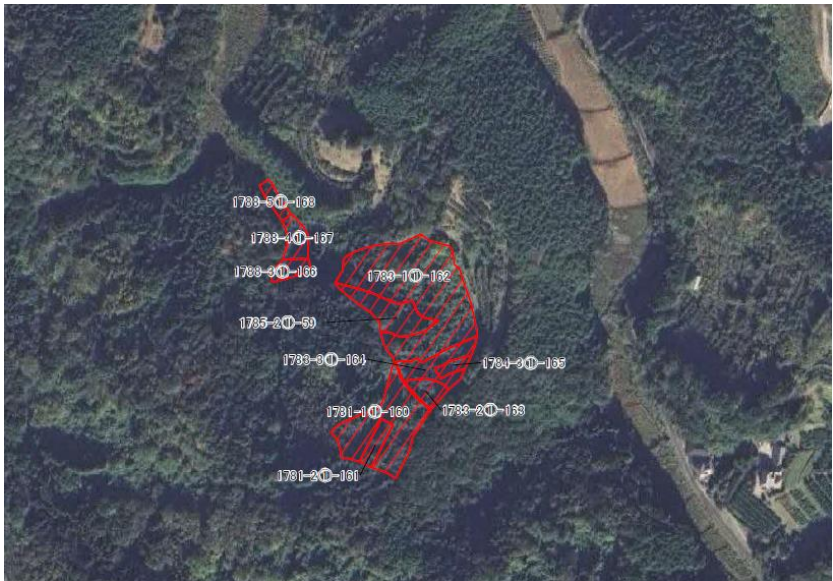
変更（除外）箇所 の 例

区分	所在地	面積(ha)	概要
① 山林・ 原野	天草市 有明町上津浦 1785-2 外9筆	1.2305 (10筆)	登記・現況とも山林。周辺農地との一体的な保全管理を目的に農用地区域に指定していたが、将来的にも農用地等としての利用が見込まれないため除外するもの。

詳細土地利用計画変更図



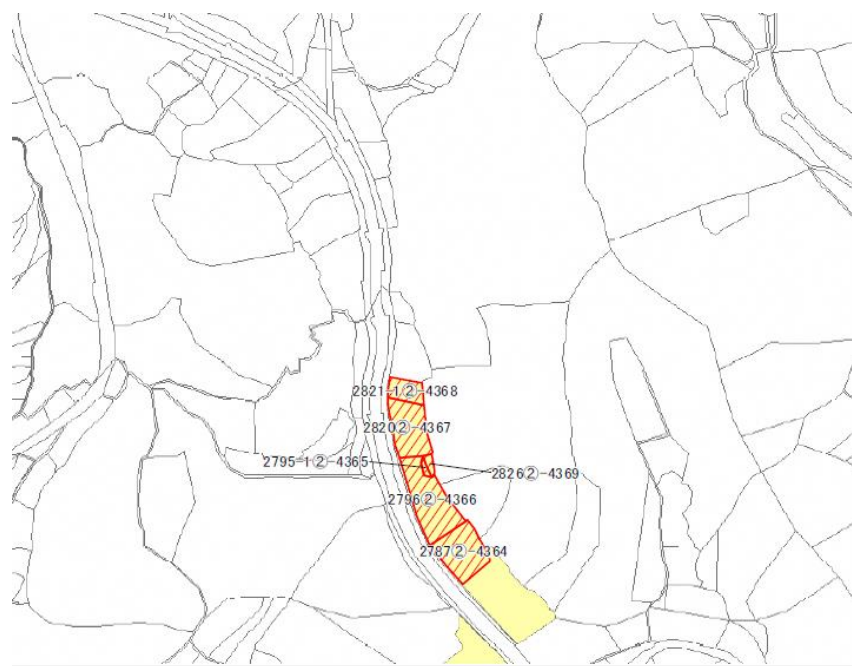
航空写真



変更（除外）箇所 の 例

区分	所在地	面積(ha)	概要
② 小規模 農用地	天草市 倉岳町宮田 2821-1 外5筆	0.3319 (6筆)	かつては農地として利用されていたが、現在は山林化している。山際にある小規模な農地であり、今後も農用地等としての利用が見込まれないため除外するもの。

詳細土地利用計画変更図



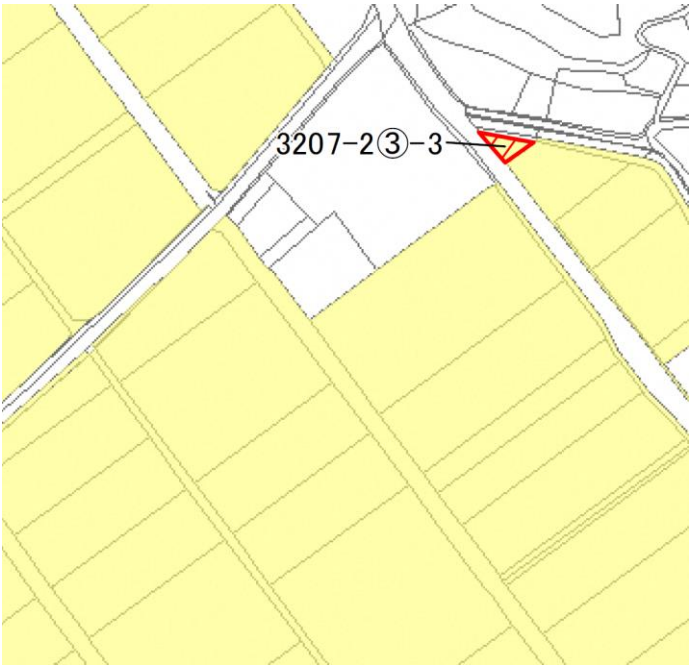
航空写真



変更（除外）箇所 の 例

区分	所在地	面積(ha)	概要
③ 開発行為許可 不要等	天草市有明町 下津浦大坪 3207-2	0.0072 (1筆)	かつては農地として利用されていたが、昭和42年に市管理の防火水槽用地となったため除外するもの。

詳細土地利用計画変更図



航空写真



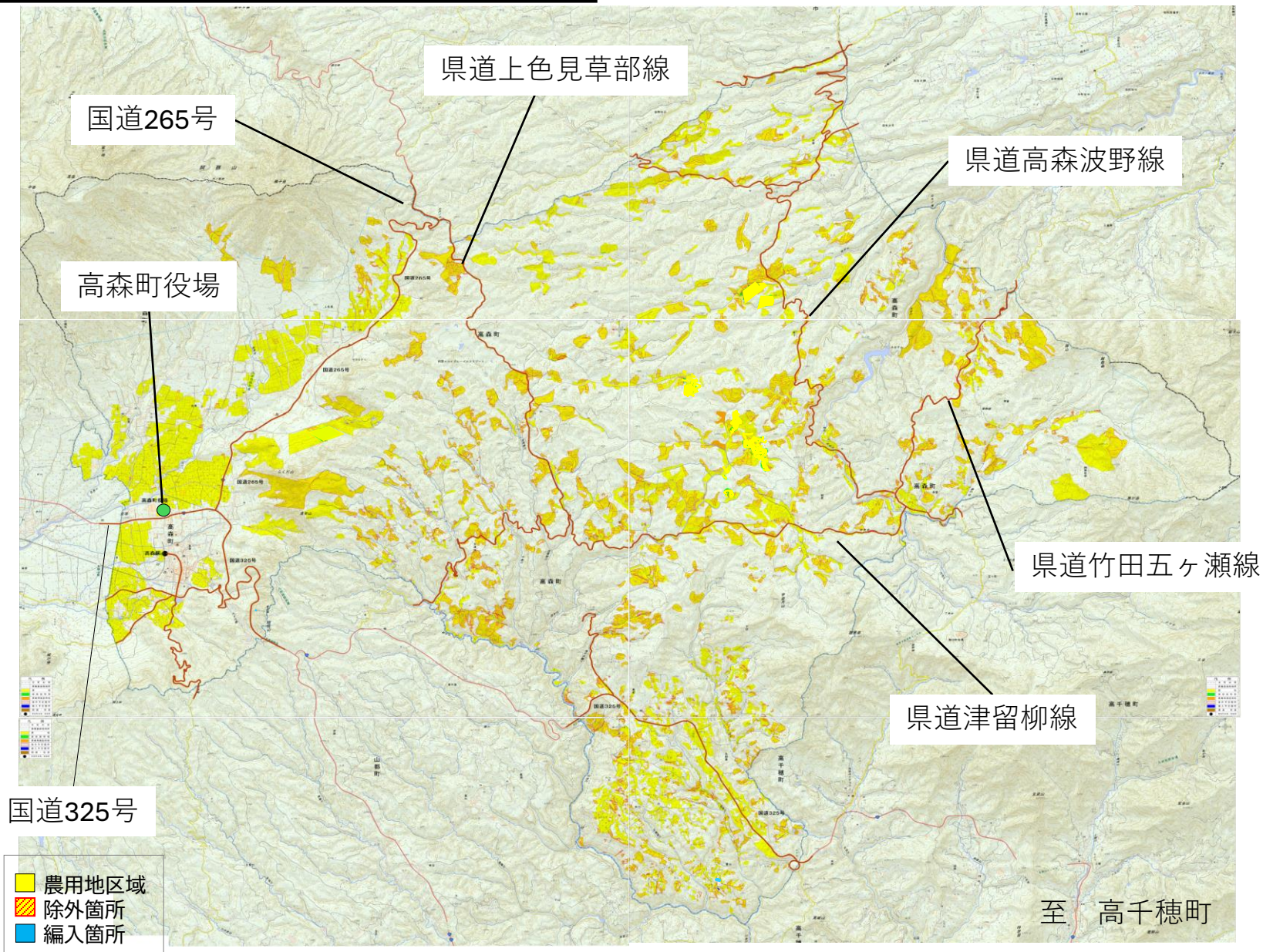
②

高森農業振興地域整備計画の変更

主な変更点

- ・ 登記・現況ともに山林・原野のままである土地、非農地判断している農地など、今後も農業上の利用が見込まれない土地を農用地区域から除外
- ・ 公共事業（道路）の用地となった土地を農用地区域から除外
- ・ 農業上の利用を確保する農地を編入

土地利用計画変更全体図



農用地区域の編入・除外面積

(ha)

		農用地	混牧林地	農業用 施設用地	山林原野	その他	合計
農業振興地域 (変更前) A		2,080.2	0	11.1	10,098.0	1,064.0	13,253.3
農用地区域 (変更前) B		452.6	0	11.1	1,156.7	0	1,620.4
変更案	編入 ①	0.7	0	0	0	0	0.7 (1筆)
	除外 ②	0.5	0	0	1,153.6	0	1,154.1 (2,137筆)
農業振興地域 (変更後) C		2,080.2	0	11.1	10,098.0	1,064.0	13,253.3
農用地区域(変更 後) D=B+①-②		452.8	0	11.1	3.1	0	467.0

除外面積の内訳（理由別）

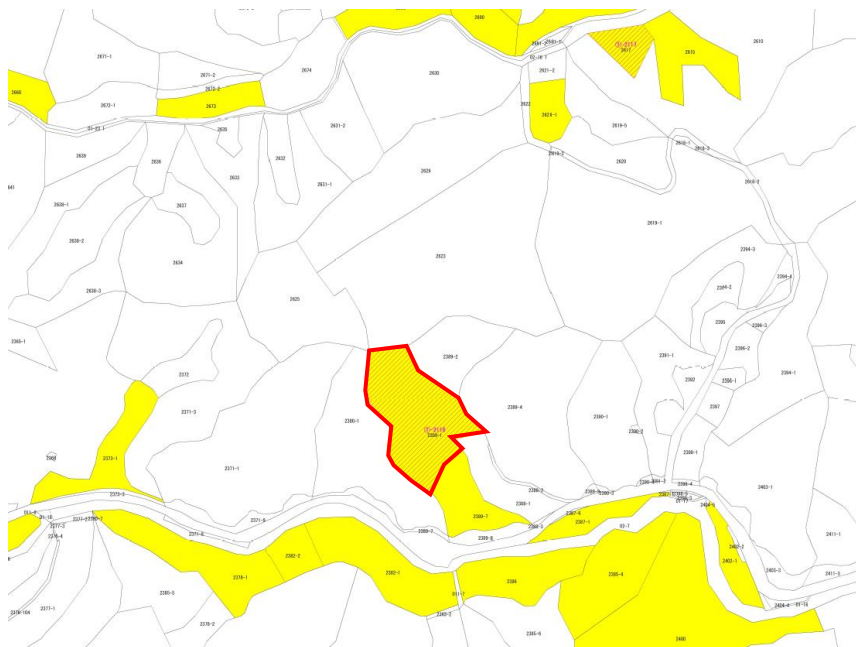
(ha)

①山林・原野 (登記及び現況)	②小規模 農用地	③開発行為 許可不要等	④具体的 開発用地	計
1,153.6	0	0.5	0	1,154.1

変更（除外）箇所 の 例

区分	所在地	面積(ha)	概要
① 山林・ 原野	高森町河原字中 大道2389-1	1.0626 (1筆)	登記・現況とも原野。周辺農地との一体的な保全管理を目的に農用地区域に指定していたが、将来的にも農用地等としての利用が見込まれないため除外するもの。

詳細土地利用計画変更図



航空写真



変更（除外）箇所 の例

区分	所在地	面積(ha)	概要
③ 開発行為許可不要等	高森町草部字 下桑迫1877-3	0.044 (1筆)	かつては農道として利用されていたが、町道社倉・水湛（しゃくら・みずたまり）線の整備により公衆用道路となったため除外するもの。

詳細土地利用計画変更図



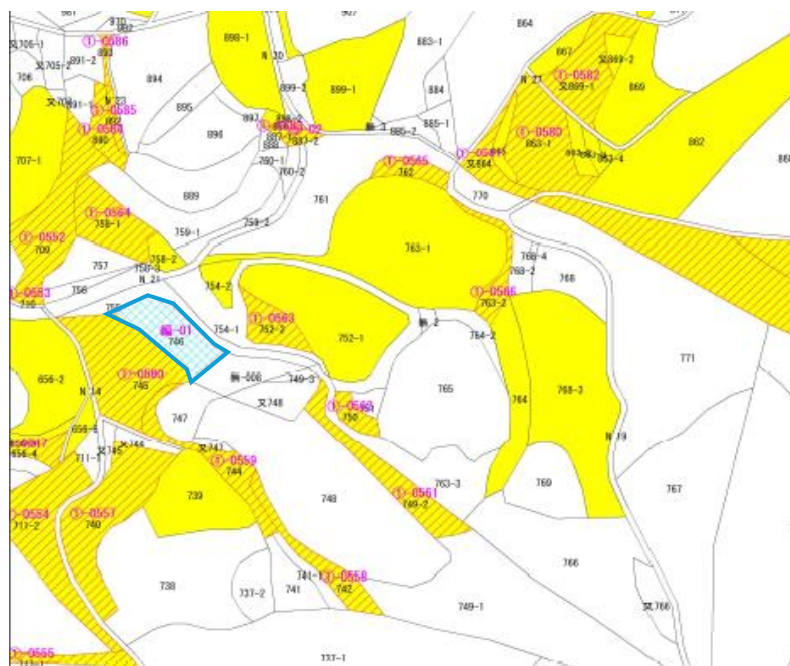
航空写真



変更（編入）箇所の例

区分	所在地	面積(ha)	概要
編入	高森町菅山字上 長迫746	0.7382 (1筆)	集团的農用地に隣接する農地であり、現在水田として利用。将来的にも水田として維持するため農用地区域への編入を土地所有者が希望されており編入するもの。

詳細土地利用計画変更図



航空写真



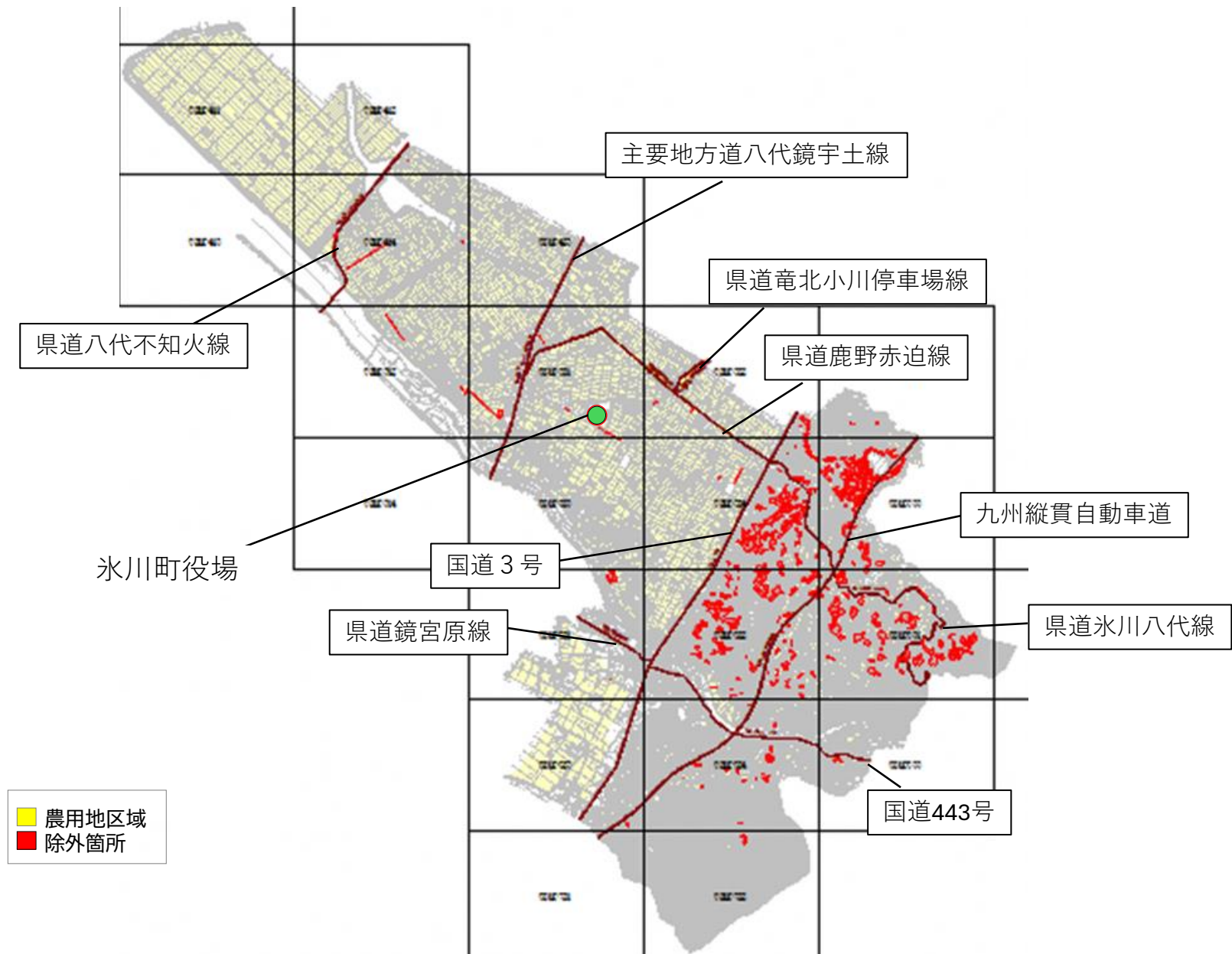
③

氷川農業振興地域整備計画の変更

主な変更点

- ・ 登記・現況ともに山林のままであるなど、今後も農業上の利用が見込まれない土地を農用地区域から除外
- ・ 地形及び自然条件等により農業上の近代化が見込まれない小規模な農地を農用地区域から除外
- ・ 公共事業（道路や駐在所など）の用地となった土地を農用地区域から除外

土地利用計画変更全体図



農用地区域の編入・除外面積

(ha)

		農用地	混牧林地	農業用 施設用地	山林原野	その他	合計
農業振興地域 (変更前) A		1,830.4	0	16.0	320.5	1,080.1	3,247.0
農用地区域 (変更前) B		1,667.1	0	16.0	81.5	2.7	1,767.3
変更案	編入 ①	0	0	0	0	0	0 (0筆)
	除外 ②	12.4	0	0	57.0	1.8	71.2 (784筆)
農業振興地域 (変更後) C		1,830.4	0	16.0	320.5	1,080.1	3,247.0
農用地区域(変更 後) D=B+①-②		1,654.7	0	16.0	24.5	0.9	1,696.1

除外面積の内訳（理由別）

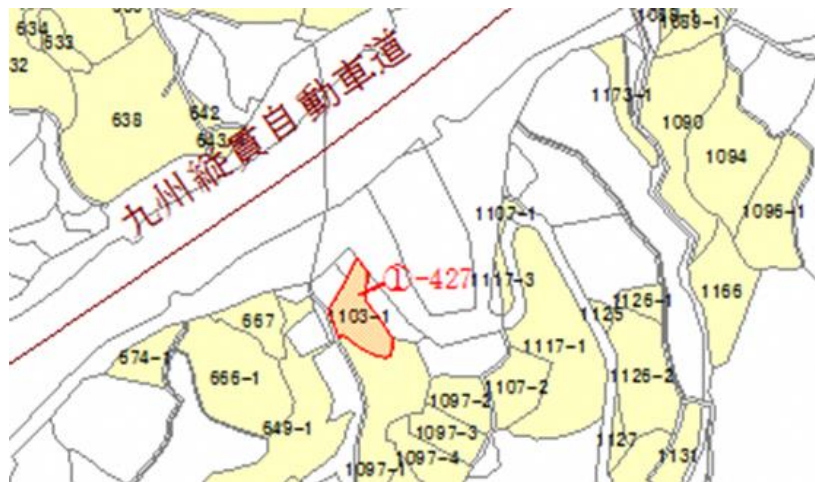
(ha)

①山林・原野 (登記及び現況)	②小規模 農用地	③開発行為 許可不要等	④具体的 開発用地	計
57.0	8.2	6.0	0	71.2

変更（除外）箇所 の 例

区分	所在地	面積(ha)	概要
① 山林・ 原野	氷川町大字梶 字山下1103-1	0.0535 (1筆)	登記・現況とも山林。周辺農地との一体的な保全管理を目的に農用地区域に指定していたが、将来的にも農用地等としての利用が見込まれないため除外するもの。

詳細土地利用計画変更図



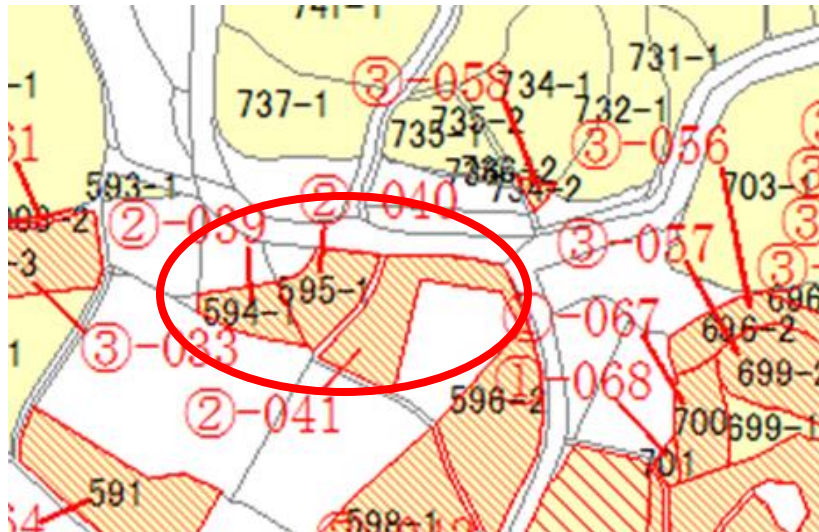
航空写真



変更（除外）箇所 の 例

区分	所在地	面積(ha)	概要
② 小規模 農用地	氷川町大字高塚 字西新城 594-1, 595- 1, 596-2	0.171 (3筆)	かつては農地として利用されていたが、地形に恵まれず（段差等）、今後も農用地等としての活用が見込まれないため、除外するもの。

詳細土地利用計画変更図



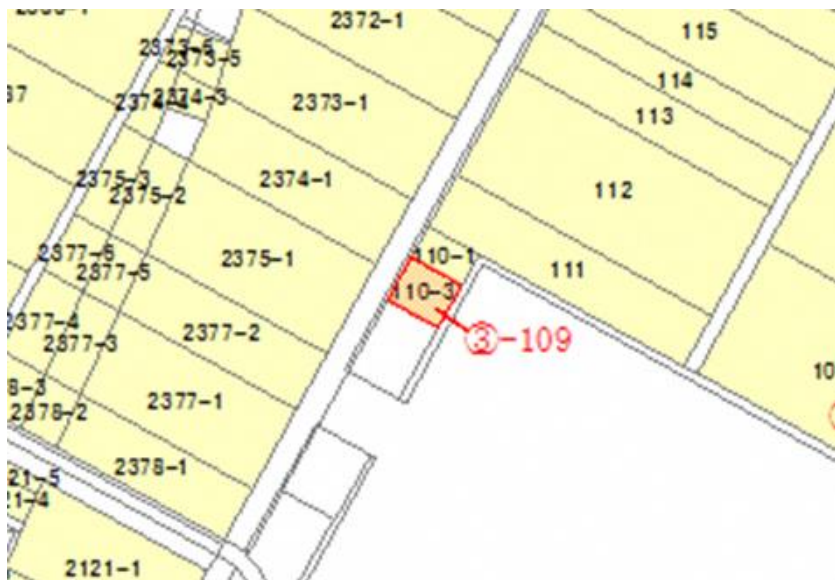
航空写真



変更（除外）箇所 の例

区分	所在地	面積(ha)	概要
③ 開発行為許可 不要等	氷川町大字新田 字豊ノ内	0.033 (1筆)	かつては農地として利用されていたが、竜北駐在所用地となったため、除外するもの。

詳細土地利用計画変更図



航空写真



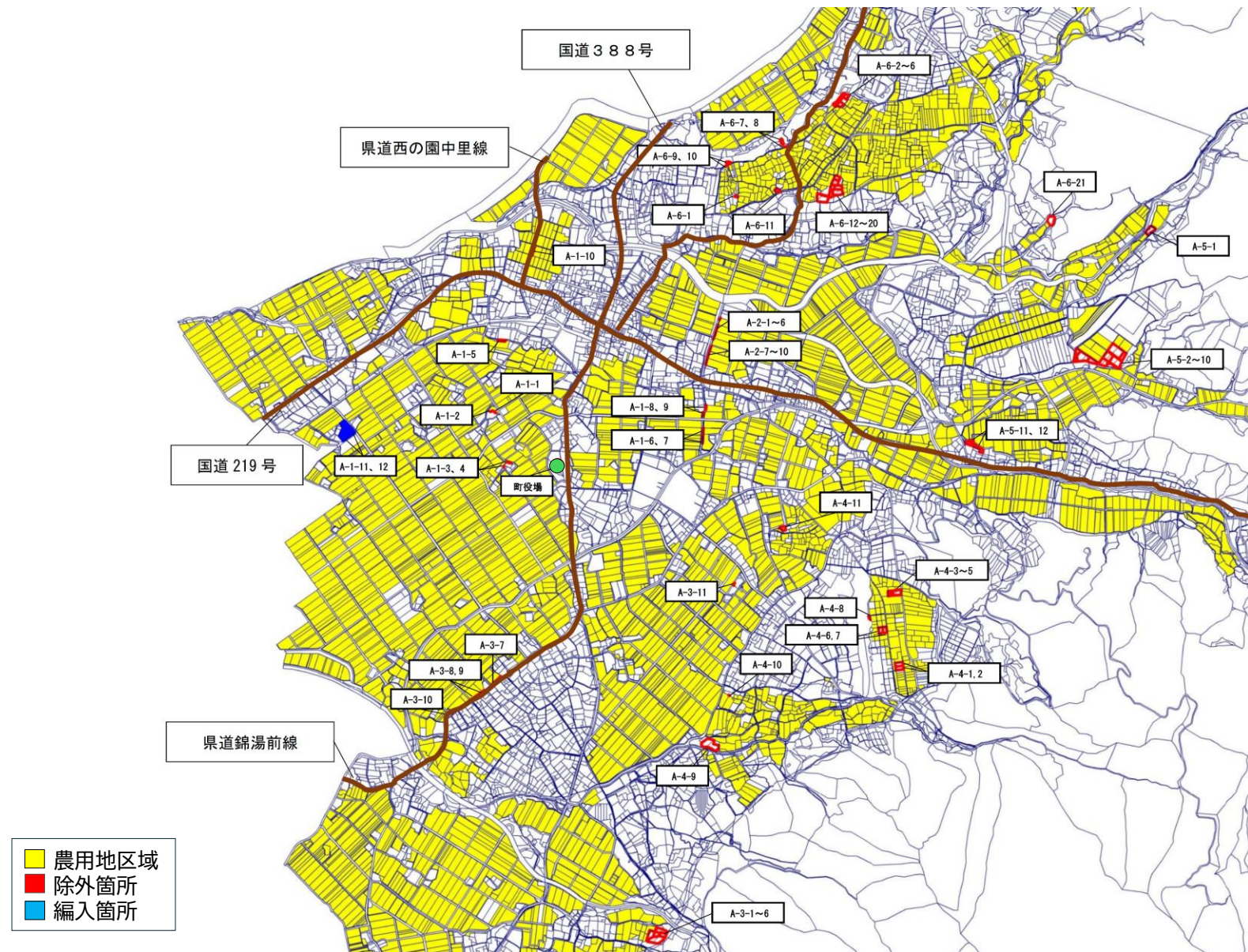
④

湯前農業振興地域整備計画の変更

主な変更点

- ・ 登記・現況ともに山林・原野のままであるなど、今後も農業上の利用が見込まれない土地を農用地区域から除外
- ・ 地形及び自然条件等により農業上の近代化が見込まれない小規模な農地を農用地区域から除外
- ・ 公共事業（道路）の用地となった土地を農用地区域から除外
- ・ 農業上の利用を確保する農地を編入

土地利用計画変更全体図



農用地区域の編入・除外面積

(ha)

		農用地	混牧林地	農業用 施設用地	山林原野	その他	合計
農業振興地域 (変更前) A		673.7	0	2.4	1,028.4	309.5	2,014.0
農用地区域 (変更前) B		487.2	0	2.0	3.0	0.2	492.4
変更案	編入 ①	0.3	0	0	0	0	0.3 (2筆)
	除外 ②	3.0	0	0	0	0	3.0 (75筆)
農業振興地域 (変更後) C		673.7	0	2.4	1,028.4	309.5	2,014.0
農用地区域(変更 後) D=B+①-②		484.5	0	2.0	3.0	0.2	489.7

除外面積の内訳（理由別）

(ha)

①山林・原野 (登記及び現況)	②小規模 農用地	③開発行為 許可不要等	④具体的 開発用地	計
1.5	1.4	0.1	0	3.0

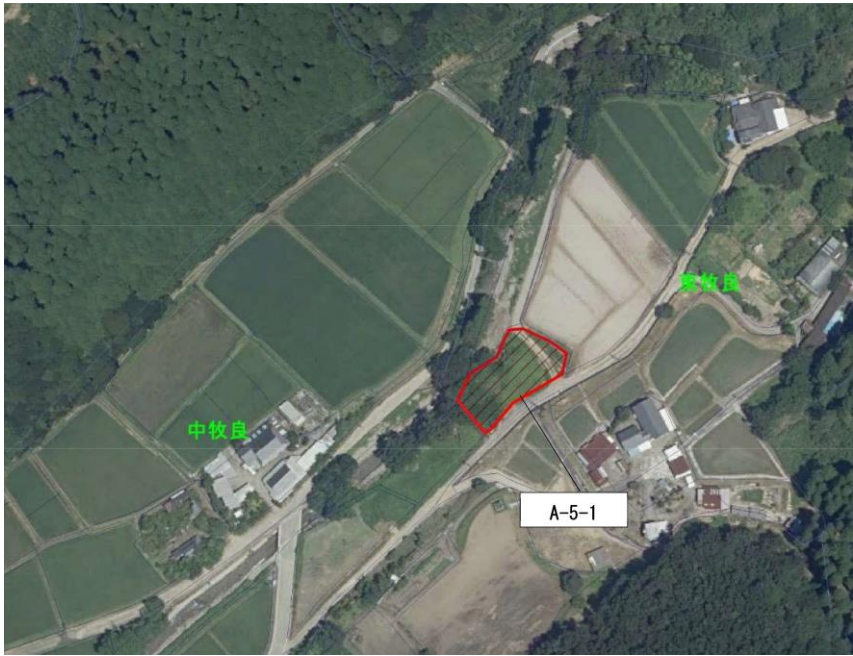
変更（除外）箇所 の 例

区分	所在地	面積(ha)	概要
① 山林・ 原野	湯前町東牧良 26	0.081 (1筆)	登記・現況とも原野。周辺農地との一体的な保全管理を目的に農用地区域に指定していたが、将来的にも農用地等としての利用が見込まれないため除外するもの。

詳細土地利用計画変更図



航空写真



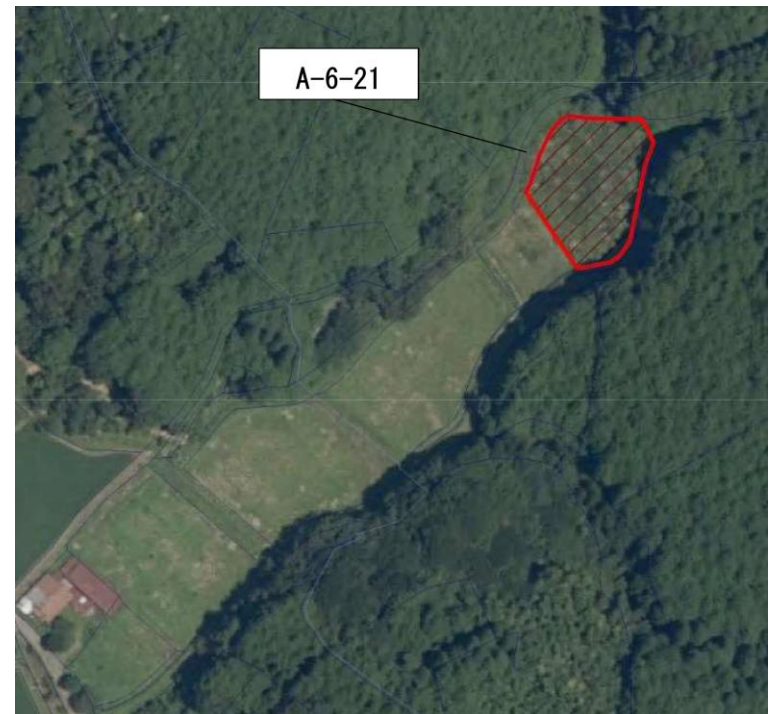
変更（除外）箇所の例

区分	所在地	面積(ha)	概要
② 小規模 農用地	湯前町牧良 5193-3	0.951 (1筆)	かつては農地として利用されていたが、現在は山林化している。山際にある小規模な農地であり、今後も農用地等としての利用が見込まれないため除外するもの。

詳細土地利用計画変更図



航空写真



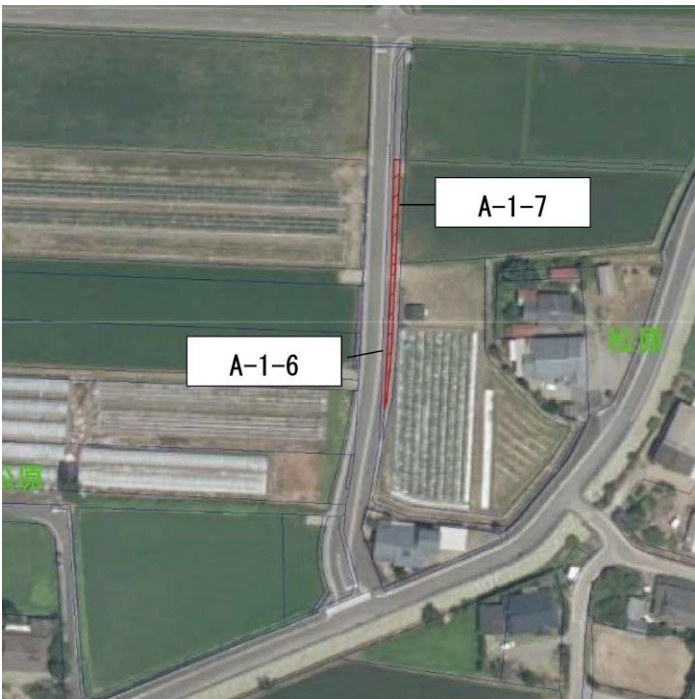
変更（除外）箇所 の 例

区分	所在地	面積(ha)	概要
③ 開発行為許可 不要等	湯前町上松原 2151-2、2154-2	0.0074 (2筆)	かつては農地として利用されていたが、町道新村線の道路拡幅により公衆用道路となったため除外するもの。

詳細土地利用計画変更図



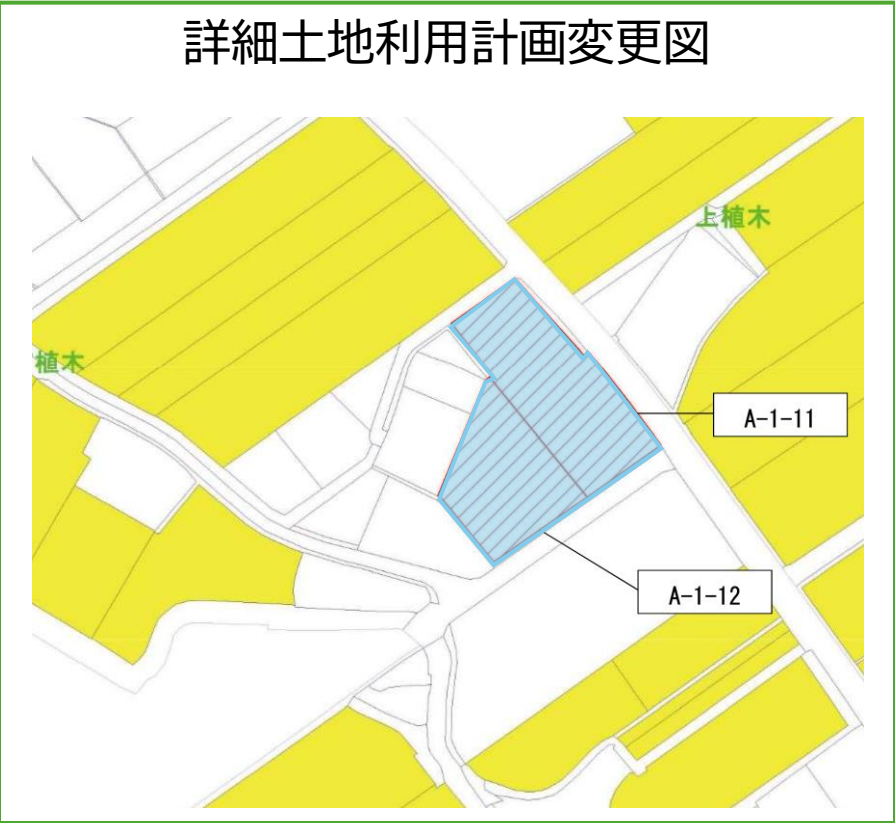
航空写真



変更（編入）箇所 の 例

区分	所在地	面積(ha)	概要
編入	湯前町下植木 507、510	0.3188 (2筆)	集団的農用地に隣接する農地であり、現在水田として利用。将来的にも水田として維持するため農用地区域への編入を土地所有者が希望されており編入するもの。

詳細土地利用計画変更図



航空写真



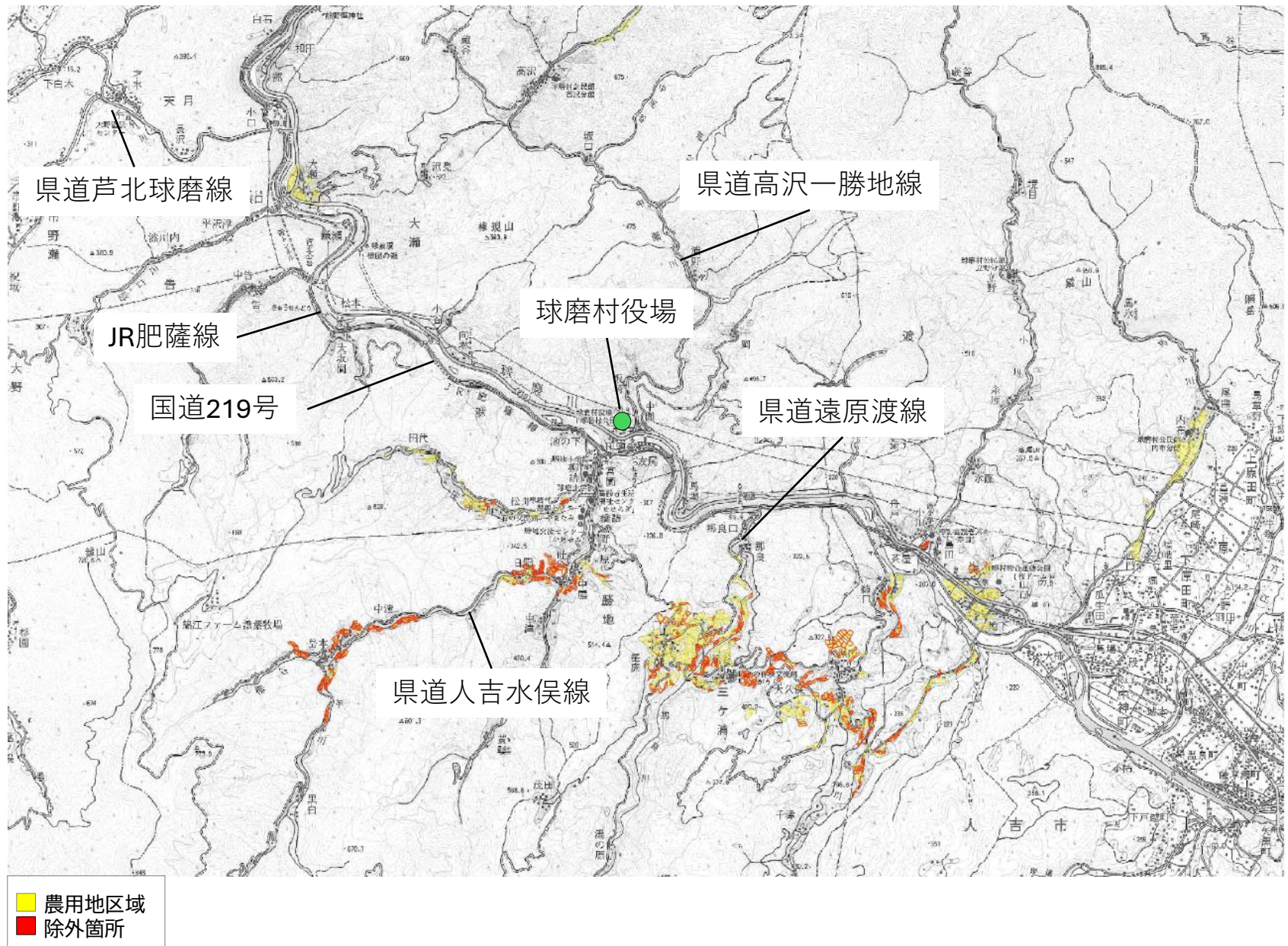
⑤

球磨農業振興地域整備計画の変更

主な変更点

- ・ 登記・現況ともに山林・原野のままである土地、非農地判断している農地など、今後も農業上の利用が見込まれない土地を農用地区域から除外
- ・ その他農業上の近代化が見込まれない小規模な農地を農用地区域から除外
- ・ 公共事業（道路）の用地となった土地を農用地区域から除外

土地利用計画変更全体図



農用地区域の編入・除外面積

(ha)

		農用地	混牧林地	農業用 施設用地	山林原野	その他	合計
農業振興地域 (変更前) A		744.4	0	4.0	3,218.5	130.1	4,097.0
農用地区域 (変更前) B		399.7	0	4.0	97.1	0	500.8
変更案	編入 ①	0	0	0	0	0	0
	除外 ②	1.8	0	0	55.2	0	57.0 (977筆)
農業振興地域 (変更後) C		744.4	0	4.0	3,218.5	130.1	4,097.0
農用地区域(変更 後) D=B+①-②		397.9	0	4.0	41.9	0	443.8

除外面積の内訳（理由別）

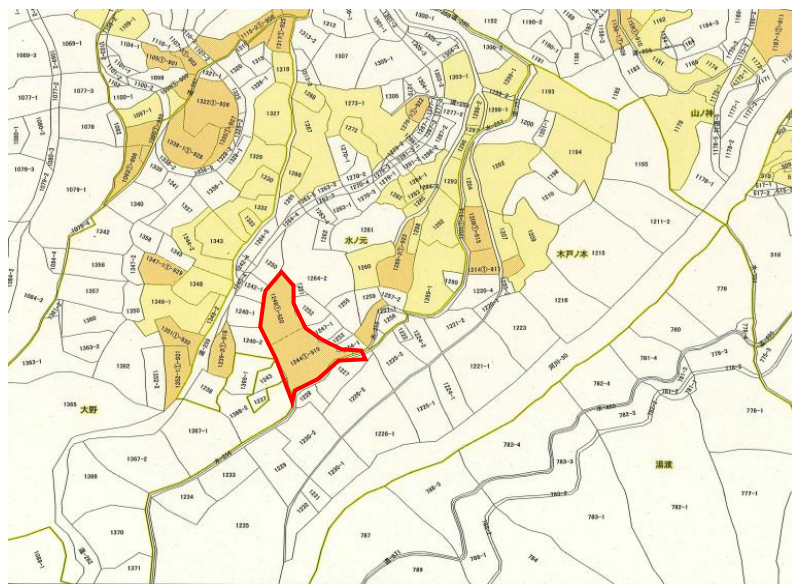
(ha)

①山林・原野 (登記及び現況)	②小規模 農用地	③開発行為 許可不要等	④具体的 開発用地	計
55.2	1.7	0.1	0	57.0

変更（除外）箇所 の 例

区分	所在地	面積(ha)	概要
① 山林・ 原野	球磨村三ヶ浦丙 字水ノ元 1244, 1248	0.324 (2筆)	登記・現況とも山林。周辺農地との一体的な保全管理を目的に農用地区域に指定していたが、将来的にも農用地等としての利用が見込まれないため除外するもの。

詳細土地利用計画変更図



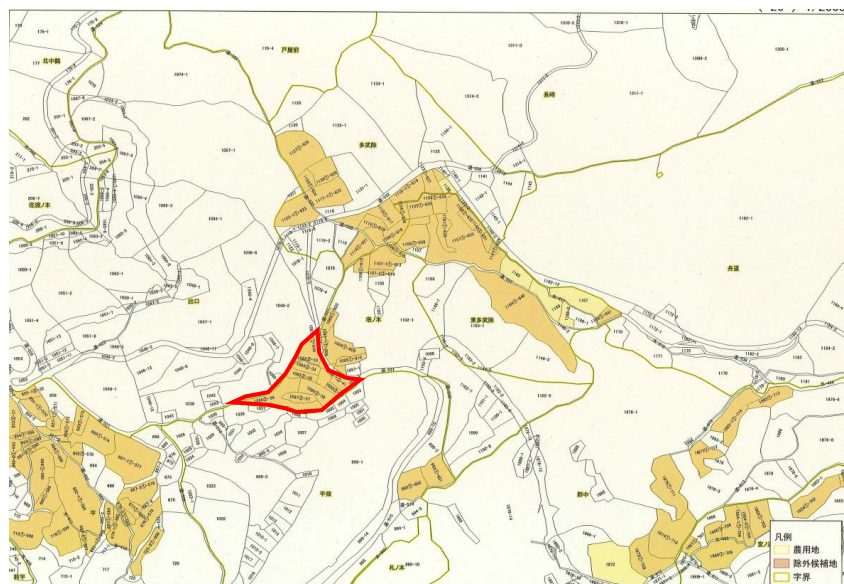
航空写真



変更（除外）箇所の例

区分	所在地	面積(ha)	概要
② 小規模 農用地	球磨村三ヶ浦乙字 塔ノ本 1082, 1084, 1085, 1086, 1087, 1089, 1090, 1091, 1096-1	0.45 (9筆)	かつては農地として利用されていたが、現在は山林化している。山際にある小規模な農地であり、今後も農用地等としての利用が見込まれないため除外するもの。

詳細土地利用計画変更図



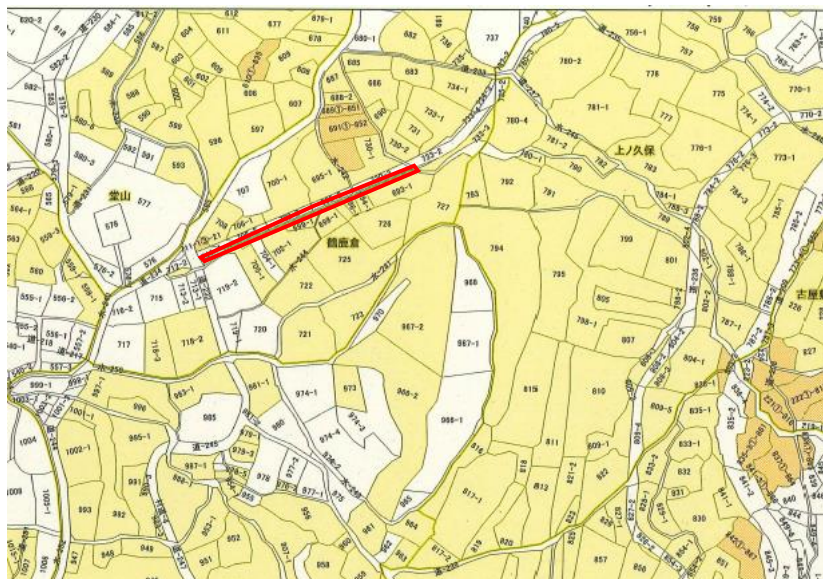
航空写真



変更（除外）箇所 の 例

区分	所在地	面積(ha)	概要
③ 開発行為許可 不要等	球磨村三ヶ浦丙 字鶴鹿倉693-2 外18筆	0.026 (19筆)	かつては農地として利用されていたが、県道遠原渡線の整備により公衆用道路となったため除外するもの。

詳細土地利用計画変更図



航空写真



第4号議案

熊本県農業振興地域整備
基本方針の変更について

熊本県農業振興地域整備基本方針の変更について

- 「農業振興地域整備基本方針」は国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、
① 都道府県面積目標 ② 農業振興地域の指定が相当な地域の位置及び規模 ③ 農業振興地域における農業生産基盤整備等の基本的事項 を県が定めるもの。
- 令和7年6月に国が「農用地等の確保等に関する基本指針」を変更したことから、県は「熊本県農業振興地域整備基本方針（令和4年5月変更）」を変更する必要がある。なお、基本方針を変更する場合、国への協議・同意が必要。

基本方針変更の基本的な考え方

① 都道府県面積目標

国が示した都道府県面積目標の設定基準により、令和17年までの面積目標を算定・設定する。

※現在の目標面積は令和12年までに89,803ha

【算定式】

[R17年の農用地区域内農地の面積の目標値]

= [R17時点の農用地区域内農地面積]

+ [R17までの農用地区域への編入促進]

+ [R17までの荒廃農地発生防止]

+ [R17までの荒廃農地解消]

+ [R17までの各都道府県において独自に考慮すべき事由]

} 主にR2～5のすう勢
により算出

② 農業振興地域の指定が相当な地域の位置及び規模

指定予定地域の規模について、令和6年12月31日時点の農業振興地域面積と農用地面積に更新する。

指定予定地域の位置は変更なし。

③ 農業振興地域における農業生産基盤整備等の基本的事項

現行の基本方針をベースに現時点の内容へ更新する。

はじめに（基本方針変更の趣旨等）

- ・農振法等改正による国基本指針見直しに伴う県基本方針変更
- ・期間は令和8年から令和17年まで

第1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

- ・令和17年時点で確保すべき農用地（農用地区域内農地）の面積目標を85,726haと設定。
- ・農用地区域に係る制度を適切に運用し、今後とも農用地等をできるだけ保全・確保する。
- ・農産物の需要動向に即した農業生産に対応できるよう合理的な土地利用を進める。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

- ・県内45地域、総面積500,831ha（農用地面積148,831ha）

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

- ・地域の特性に配慮した農業生産基盤整備を推進する。
- ・区画整理やかんがい施設等の整備を推進する。
- ・中山間地域農家のニーズに応じた基盤整備を推進する。
- ・広域的農業生産基盤整備を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

- ・荒廃農地の再生利用や保管理を推進する。
- ・農地の有効利用を促進する。
- ・中山間地域等直接支払制度を推進する。
- ・多面的機能支払制度を推進する。
- ・地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。
- ・地下水と土を育む農業等を推進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

- ・農地の集積・集約化を推進する。
- ・農地の効率的な利用を推進する。
- ・地理情報システムの整備・活用を推進する。
- ・効率的かつ安定的な農業経営の基本指標を活用する。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

- ・魅力ある農産物づくりの実現等に必要な農業近代化施設の整備等を推進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

- ・農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備を推進する。
- ・農業を担うべき者の育成及び確保のための活動を支援する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

- ・農村地域における定住化・集落機能維持を図るため、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者等の地元での就業機会確保等を推進する。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

- ・農業従事者を中心とする住民の定住条件改善により農業・農村の健全な発展と快適性の向上を図る。

基本方針変更スケジュール

